

令和2年4月15日

自由民主党政務調査会長

岸田文雄様

自由民主党大阪府支部連合会

会長 大塚高司
政務調査会長 左藤章
幹事長 多賀谷俊史

緊急事態宣言及び緊急経済対策に対する大阪府民の声を踏まえた
さらなる追加経済対策等を早急に講じるよう求める要望

中国武漢市を発生地とする新型コロナウイルス（COVID-19）感染症については、国民の生命を守るため、政府・自民党が一体となり、感染拡大の阻止とその一日も早い終息に向け、ありとあらゆる手立てを懸命に講じているところですが、先般、東京都、大阪府をはじめとする7都府県を区域とする緊急事態宣言が出されました。

あわせて緊急経済対策についても閣議決定され、今後、国会におけるスピード感をもった議論が期待されるところですが、連日のテレビや新聞等から伝えられる内容を受けて、多くの府民から様々なご意見が我々府連にも届いている状況です。

我々、自民党大阪府連といたしましては、3月24日から26日にかけて、岸田政務調査会長はじめ、二階幹事長、西村経済再生担当大臣、加藤厚生労働大臣に対しまして、「新型コロナウイルス感染症に関する一日も早い事態の終息と日本経済を再び成長軌道へと導く経済対策・財政出動を求める提言書」を手交させていただいたところですが、今般の緊急事態宣言及び緊急経済対策に対する多くの府民の声を踏まえ、改めて別紙のとおり要望させていただきますので、早急にご対応いただきますようよろしくお願い申し上げます。

1. 医療崩壊を回避するため諸外国の例も参考に体制整備に総力を挙げて取り組むこと

医療崩壊という最悪の事態を絶対に避けるため、軽症患者等の医療機関以外での受け入れ態勢の整備等について、相当の危機感を持って、諸外国の例を参考に一刻も早く取り組むとともに、都道府県や市町村が行う軽症患者や無症状患者などを受け入れるための民間ホテルの借上げや重症患者を受け入れる医療機関の病床確保並びに医療体制の整備について、全力で支援すること。あわせて、医療従事者が使用するサージカルマスク、防護服及び人工呼吸器等の備品・機材の確保に総力を挙げ、感染者を受け入れるすべての医療機関及び民間ホテル、中でも緊急事態宣言の対象区域に指定された7都府県に対し、優先的に供給されるよう最後まで国が責任をもって取り組むこと。

2. 民間検査機関を含めたPCR検査の体制拡充を都道府県に指導徹底すること

大阪府では、大阪府立公衆衛生研究所と大阪市立環境科学研究所の衛生部門が統合され、地方衛生研究所としては全国で初めて独立行政法人化された大阪健康安全基盤研究所においてPCR検査が行われているが、連日、1日の検査上限(約500件)に届く数の検査が続いている。今後、陽性患者に対する退院前の陰性確認検査が増加することを踏まえ、新規の疑い患者の検査に支障が及ぶことのないよう、民間検査機関を含めたPCR検査体制のさらなる拡充について、特に緊急事態宣言区域に指定された7都府県に対する指導を徹底すること。

3. 国民1人10万円の個別支給を行うこと(公共料金の支払い免除もあわせて検討)

制度の公平性を重視し過ぎるが故に、著しくスピード感に欠けるとの国民の不満に答えるため、速やかに、国民1人につき10万円を個別支給するよう改めて強く要望する。なお、当該個別支給については、マイナンバーカードと連動させる等により、将来、政治家、公務員、富裕層などに対しては返済を求めるといった制度設計とすることについても、あわせて検討すること。また、電気・ガス・水道・携帯など公共料金については、一般的に世帯数に応じて負担額が異なると考えられることから、これらの支払いを数ヶ月間、国が肩代わりすることにより現金給付と同様の効果を直ちに発現させることができるものとする。月額上限を設定することで、所得制限的要素を取り入れることも可能であるので、国民1人につき10万円の個別支給にあわせて検討すること。

4. 臨時交付金(総額1兆円)を増額するとともに休業協力金の財源として認めること

令和2年度補正予算(第1号)において、人口規模や感染状況に応じて国から地方に配分される「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」(総額1兆円)について、さらなる大幅な増額を検討すること。あわせて、この臨時交付金の使途について、国の緊急事態宣言の区域に指定された地方自治体が休業要請を行った場合の企業協力金に充てることができるよう改めて制度設計を検討するとともに、国の緊急事態宣言区域に指定された都道府県に優先的に配分されるよう措置すること。

5. 家賃の支払猶予等に関する法案を早期に制定すること

新型コロナウイルスで打撃を受けた個人や事業者を支援するため、家賃の支払い猶予や延滞金の徴収禁止、家主による立ち退き要請の禁止することを盛り込んだモラトリアム法案の早期制定について検討すること。同時に、家主に対して、固定資産税の払戻しや金融機関に対する返済延期等を可能とするなど、新たな支援策についても検討すること。

6. 医療・介護・保育等の現場従事者の状況改善と危険手当の創設を速やかに実施すること

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と一刻も早い終息に向け、医療・介護・保育など自らも感染のリスクに晒されながら懸命に従事いただいている方々の状況を改善するよう必要な措置を講じるとともに、危険に見合うだけの手当が支給できるよう、速やかに制度を創設し、実施すること。

7. 「幼児教育・保育の無償化」財源が当該施設に支給されるよう自治体に指導すること

昨年10月から実施の「幼児教育・保育の無償化」に基づき国から自治体に交付されている財源については、政府や自治体からの自粛要請や使用制限等を受けて保護者が登園を自粛される等により実際に保育等が実施されない場合であっても、当該自治体が別の用途に流用することなく、当該幼稚園や保育所、認定こども園などに支給されるよう指導すること。

8. 施設に改めて「子ども・子育て支援新制度」・「私学助成金」の制度周知を行うこと

幼稚園や保育所、認定こども園などに勤務する職員の配置改善や処遇改善を図るための「子ども・子育て支援新制度」及び「私学助成金」については、政府や自治体からの自粛要請や使用制限等を受けてやむを得ず休園する場合であっても、減額されることなく支給される旨、幼稚園や保育所、認定こども園などの施設に改めて制度周知を図ること。

9. 学校教職員の在宅研修やテレワーク等について速やかに方針決定すること

学校教職員については、可能な限り接触機会を減らすという緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、在宅研修や班別出勤とするよう早急に方針を決定すること。また、学校の一斉休校等の方針を決定される際には、PTA活動、子ども会活動、自治会活動等、学校が地域の活動拠点であることを十分に踏まえていただき、関係各所とも十分に調整の上で決定されること。

10. 指定難病患者や小児慢性特定疾病などの保健所手続について特例措置を講じること

指定難病患者や小児慢性特定疾病その他の保健所において新規・更新・変更の手続が必要なものについては、現下の状況を踏まえ、自動更新等の特例措置等を検討し、直ちに周知・徹底を図ること。

1 1. 妊婦と胎児を感染から守るための必要な対応を速やかに講じること

現時点において、新型コロナウイルス感染症に感染することによる妊婦や胎児への医学的知見は報告されていないが、一般的に妊娠中に肺炎を起こした場合、妊娠していない時に比べて重症化する可能性が指摘されている。そのような状況の中、妊婦と胎児を感染から守るため、産業界に対し、時差通勤・テレワークの活用、妊婦の休暇取得への配慮及びこれらに伴う不当・不利益な取り扱いを慎むよう周知・徹底を図ることともに、妊婦に対しては、こまめな手洗いや人混みを避けるなど日頃の感染予防の重要性について広報・周知に努めること。また、里帰りを取りやめた妊婦に対する相談支援や新たな医療機関への受け入れについても円滑に手続きできるよう支援すること。

1 2. 収入減と支出増の双方を勘案した支援策を構築すること

緊急経済対策については、減収世帯に対するものばかりであって、収入はそれほど減少していなくとも学校一斉休校等の影響により支出が増加している世帯も多く存在することを踏まえ、収入の減少と支出の増加を総合的に勘案した新たな支援策を早急に構築すること。

1 3. 生活支援臨時給付金（1世帯30万円）の国民へのわかりやすい広報・周知に努めること

生活支援臨時給付金（1世帯30万円）については、報道で「住民税非課税世帯水準」と言う表現ばかりが国民に伝えられているため、住民税非課税世帯しか対象にならないとの誤解が一部の国民に生じていることを踏まえ、行政用語を極力用いないよう努めるなど、国民に対するわかりやすい広報・周知に努めること。

1 4. 持続化給付金などの政府の支援策が一刻も早く着金できる体制整備を急ぐこと

緊急経済対策の国民への直接的な効果が生じるまで、未だ数ヶ月を要するという状況に多くの国民が大きな不満を抱いている。制度化→申請→審査→決定→請求→着金、という平時の事務手続ではなく、持続化給付金などの政府の支援策が一刻も早く国民に届くよう体制整備を急ぐこと。

1 5. 雇用調整助成金が一刻も早く着金するよう対応策を検討すること

雇用調整助成金については、ハローワークの事前予約が数週間後、かつ着金までさらに2ヶ月を要するという状況であり、窓口職員も連日の対応に疲弊してきている。それらを踏まえ、さらなる人員増強等による窓口体制の拡充と、生活に困窮する事業者に一刻も早く支援が届くような対応策を直ちに検討すること。

16. 政府の支援策と相談窓口のわかりやすい広報・周知の徹底強化に努めること

政府の様々な経済対策については、様々な特例措置が講じられているものの、経済産業省、厚生労働省、中小企業庁、日本政策投資銀行、信用保証協会、市町村、社会福祉協議会など窓口が多岐に渡り、国民や事業者の中には、相談先がわからない方や未だに支援策そのものを知らない方が多く存在しているという認識に立ち、知っている者だけが支援を受けられて、知らないものが損をするということのないよう、とにかくわかりやすい広報・周知の徹底強化に努めること。

17. 政府の支援策が窓口担当者によって不公平な取扱いとならないよう対策を講じること

政府において様々講じられている支援策について、民間金融機関、日本政策金融公庫をはじめ、市区町村の信用保証協会、社会福祉協議会などの窓口担当者によって、対応に大きなバラつきが生じているとの声が届いている。政府の国民に対する思いが現場担当者1人ひとりにまで正しく行き渡り、すがる思いで窓口相談に来られる国民一人ひとりに寄り添った公平・公正な対応となるよう早急に対策を講じること。